

荒川区総合教育会議運営要綱

平成27年7月10日制定
27荒総総第942号
(区長決定)
令和4年3月10日一部改正

(趣旨)

第1条 荒川区総合教育会議（以下「会議」という。）の運営については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 荒川区長（以下「区長」という。）は、会議を招集しようとするときは、場所、日時並びに協議及び調整すべき事項をあらかじめ荒川区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2 区長は、教育委員会からその権限に属する事務に関して協議すべき具体的事項を示して会議の招集の請求があったときは、速やかに会議を招集しなければならない。

(関係職員等の出席)

第3条 区長は、必要と認めるときは、荒川区の関係職員又は教育委員会事務局職員を会議に出席させることができる。

(議事録)

第4条 区長は、会議の終了後、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、法第1条の4第6項ただし書きの規定により会議を公開しないこととしたときは、この限りでない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議において必要と認めた事項

(会議の傍聴)

第5条 会議を傍聴できる者の定員は、10人とする。

- 2 傍聴希望者が、前項に規定する定員を超えた場合は、抽選で傍聴できる者を決定する。
- 3 会議を傍聴しようとする者は、荒川区総合教育会議傍聴券（別記様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受け、これを所持しなければならない。
- 4 傍聴券は、会議の当日に1人につき1枚を交付する。
- 5 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。
- 6 傍聴人は、会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従って傍聴席に着かなければならない。
- 7 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。
- 8 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
 - （1） 危険物その他他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物を所持している者
 - （2） 酒気を帯びていると認められる者
 - （3） 会議以外の場において、会議の構成員に属する者、会議に出席した者又はこれらの者の関係者を誹謗中傷した者
 - （4） 会議以外の場において、会議の構成員に属する者、会議に出席した者又はこれらの者の関係者に危害を及ぼすおそれがあると認められる者
 - （5） 前各号に定めるもののほか、議事を妨害するおそれがあると認められる者
- 9 傍聴人は、会議室においては静粛を旨とし、次の行為をしてはならない。
 - （1） 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明すること。
 - （2） 騒ぎたてる等議事を妨害すること。
 - （3） 飲食又は喫煙をすること。
 - （4） みだりに席を離れること。
 - （5） 前各号に定めるもののほか、秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為
- 10 傍聴人は、写真、映画等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ区長の許可を得た場合は、この限りでない。

1 1 区長は、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書きの規定により会議を公開としないこととしたときは、会議の途中であっても傍聴人に退場を命ずることができる。

1 2 区長は、傍聴人がこの要綱の規定に違反したときは、当該傍聴人の退場を命ずることができる。

1 3 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当該会議以降に開催される会議を傍聴することができない。

1 4 傍聴人は、第 1 1 項及び第 1 2 項の規定により区長から退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。

(紀律)

第 6 条 会議室内にある者は、静粛を守り、私語、喫煙その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(事務局)

第 7 条 会議の事務局は、総務企画部総務企画課に置き、教育委員会事務局教育総務課等と協力の上、庶務を行うものとする。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、その都度会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第5条関係）

受付番号 _____

傍聴人

住所 _____

氏名 _____

荒川区総合教育会議傍聴券

年 月 日

荒川区総合教育会議

傍 聴 人 心 得

- 1 傍聴人は、会議室に入場の際、本券に所定の事項を記入の上、係員に提示し退場の際は、本券を係員に返してください。
- 2 傍聴人は、荒川区総合教育会議運営要綱を守り、係員の指示に従ってください。
- 3 傍聴人は、傍聴時には静粛にし、次の事項を守ってください。
 - (1) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎたてる等議事を妨害しないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙しないこと。
 - (4) みだりに席を離れないこと。
 - (5) その他、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 4 傍聴人は、あらかじめ区長の許可を得なければ写真、映画等の撮影又は録音はできません。
- 5 傍聴人は、区長が退場を命じたときは、速やかに退場してください。